

文化創造・発信事業や 文化団体活動を支援します

区民や団体による”中央区らしさ”を有する文化を創造・発信する文化事業及び地域住民等に文化の振興・発信等を定期的に行っている文化団体の活動に対して助成を行います。

【助成限度額】

文化創造・発信事業	200万円（自己負担1割）
文化団体活動	40万円（自己負担5割）

【募集期間】

平成27年11月24日（火）から
平成28年1月12日（火）まで

【応募資格・対象事業】

（裏面参照）

【提出書類】

詳細は募集要項をご覧ください。

【審査・選考方法など】

学識経験者などで構成する審査会での審査を踏まえ、平成28年3月下旬に助成事業・団体を決定する予定です。

【募集要項・申請書の配布】

中央区文化・国際交流振興協会及び区役所1階”まごころステーション”で配布します。また、協会のホームページ(<http://www.chuo-ci.jp/>)からダウンロードすることもできます。

【問合せ先】

中央区文化・国際交流振興協会
〒104-0041 中央区新富1-13-24 新富分庁舎3階
電話 03-3297-0251

文化創造・発信事業助成	応募資格	次のいずれかに該当する個人又は団体 (1) 区内に住所を有する個人 (2) 区内に勤務又は在学をしている個人 (3) 事務所、その他の主な活動拠点が区内にある団体 (4) 区内で文化事業を行った実績がある個人又は団体
	対象事業	次のいずれかに該当する文化事業であって、平成28年4月から平成29年3月までの間に区内で実施されるもの (1) 広く区民等に公開される、原則として他で発表されていない新たな取組で区内で行われるもの (2) 区の魅力を発信する文化事業であって、区内で公開されるもの (3) 文化事業に携わるボランティア又は文化事業の実施を主な目的とする個人若しくは団体を区内で育成するもの
	助成内容	200万円を上限に助成します。 (対象事業に係る経費から入場料などの収入を差し引いた金額の10分の9を助成、残りの10分の1は自己負担)
文化団体活動助成	応募資格	次のいずれの要件にも該当する団体 (1) 構成員を一般公募していること (2) 構成員の2分の1以上の者が区内に住所を有していること、又は構成員の3分の2以上の者が区内に住所を有し、勤務し、若しくは在学していること (3) 主な活動拠点が区内であること (4) 活動歴が3年以上の実績を持ち、今後も恒常的に活動する意志と体制を有すること (5) 団体の構成員が出演又は出品する成果発表会などを主催し、広く活動内容を公開するなど、地域住民等に文化の振興・発信等を定期的に行っていること
	対象事業	年間を通じて行われる文化事業であり、かつ、区内で公開されるものであって、次のいずれかに該当するもの (1) 文化芸術・伝統芸能等に関するもの (2) 地域文化の振興に関するもの (3) 伝統文化の継承・保存を目的としたもの
	助成内容	40万円を上限に助成します。 (対象事業に係る経費から入場料などの収入を差し引いた金額の2分の1を助成、残りの2分の1は自己負担)

対象とならない事業

- ・政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- ・営利を目的とするもの
- ・営利を目的とする宣伝活動と認められるもの